

◎ 原子力災害対策特別措置法

(緊急事態応急対策及びその実施責任)

第26条第1項

緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

- (1) 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るための措置に関する事項